

インフォメーション

人の動き

出生	39
死亡	39
転入	455
転出	635
世帯	19,329
人口	53,450

(3月末現在)

問い合わせ先

合志市役所
 合志庁舎 ☎248-1111(代)
 西合志庁舎 ☎242-1111(代)
 須屋支所 ☎345-4400
 泉ヶ丘支所(市民センター) ☎248-3453
 御代志市民センター ☎242-1190
 ヴィーブル ☎248-5555
 みどり館 ☎248-0400
 ふれあい館 ☎242-7000
 三つの木の家 ☎248-6277

お知らせ

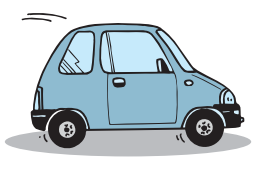
軽自動車税の減免制度があります

身体障害者が所有する車両で、本人または身体障害者と生計を一にする家族が本人の通院・通学・生業のために使用する軽自動車・原動機付自転車については、一台に限り軽自動車税が減免されます。平成19年度分の減免申請を次のとおり受け付けます。なお、納税通知書は5月の初めに郵送します。

- **申請期間**
納税通知書が届いてから5月24日(木)まで

- **申請場所**
税務課(合志庁舎内)
- **申請に必要なもの**
○ 次のいずれかの手帳
・ 身体障害者手帳
・ 療育手帳
・ 精神障害者保健福祉手帳
- 納税通知書
- 運転免許証
- 自動車検査証
- 印鑑

- **問い合わせ先**
税務課 市税班(合志庁舎)
☎(248)1114



自動車税の納付は5月末まで!

自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日(木)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア(※)、各地域振興局税務課、熊本県 税務所、自動車税事務所でお納めいただきますようお願いいたします。
 (※一部の店舗を除きます。)

環境への配慮から自動車税の税額が増減されます!

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は、自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷

の大きい自動車は自動車税が加算されます。なお、自動車税が加算される自動車は、新車新規登録から11年を過ぎたディーゼル車および13年を過ぎたガソリン・LPG車で、年限を経過した翌年度から、自動車税が約10%増額されます。
 *平成19年度に自動車税が加算される自動車
 ・ディーゼル車
 平成8年3月31日以前に新車新規登録された自動車
 ・ガソリン・LPG車
 平成6年3月31日以前に新車新規登録された自動車

- **問い合わせ先**
菊池地域振興局 税務課
☎0968(25)4111



- **問い合わせ先**
企画財政課 政策企画班(合志庁舎)
☎(248)1813

健診のすすめ

〈若人健診〉

職場の健診を受ける人、通院・治療中の人は受けられません。詳細については、お問い合わせください。

- **対象者**
25歳~29歳の市民
(問診票および日程表は養生園または両庁舎・両支所にあります)
- **健診日程**
5月21日(月)~31日(木)
月・水・金曜日(午前・午後)
火・木曜日(午前)

● 受付時間

午前8時30分~11時
午後1時~3時

- **健診機関**
菊池養生園(菊池市)
- **個人負担金**
1,500円
- **健診内容**
身体測定・血圧測定・血液検査・検尿・内科診察
- **注意事項**
※ 直接養生園へお越しください。

※ 健診当日は空腹(1食抜き)で受診してください。

〈生活習慣病(基本)健診〉

30歳以上の人を対象に5月21日(月)から『生活習慣病健診』を実施します。受診票は5月初旬に40歳以上の対象者へ郵送します。お手元に届かないとき、または30歳代の受診希望者は次までお問い合わせください。

- **問い合わせ先**
健康づくり推進課
健康推進班(西合志庁舎)
☎(242)1183

春の行政相談週間



5月21日から27日は春の行政相談週間です。市では5月10日(水)と21日(月)に行政相談所を開設します。行政に対するご意見や苦情要望がありましたら、行政相談員または熊本行政評価事務所までご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。同日、法律・心配ごと・人権相談も開設しています。※毎月、「行政・法律・心配ごと・人権相談」を開催しています。相談日、場所は、広報こうしーお知らせカレンダーをご覧ください。

- **問い合わせ先**
合志市役所総務課
総務選挙班(合志庁舎)
☎(248)1112
熊本行政評価事務所
☎(324)1662

国民生活基礎調査にご協力ください

国民生活基礎調査は、厚生労働行政の企画・立案に必要な基礎資料を収集し、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としています。

- **調査内容**
保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項について
- **調査の対象**
平成17年国勢調査区から無作為抽出された3調査区(野々島の一部、須屋の一部、幾久富の一部)
- **調査の方法**
① 調査票の配布・記入依頼・回収
② 調査員による訪問・面接聞き取り
- **期間**
7月中旬まで
- **問い合わせ先**
福祉課 社会福祉班(西合志庁舎)
☎(242)1149

合志市総合計画検討「市民ワークショップ」の参加者募集



市では、合志市総合計画の策定にあたり、『市の土地利用を考える』をテーマにワークショップ(グループ討議)形式の市民検討会を実施します。

参加者(50人程度)を次のとおり募集しますので、まわづくりに関心のある方のご応募をお待ちしています。

- **資格**
中学生以上の市民ならどなたでも参加できます。
- **申込方法**
電話で①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号をご連絡ください。(窓口での申し込み、ファクシミリ、メールでも受け付けます。)
- **申込期限** 5月31日(木) 必着
※検討会は6月10日(日)午後1時から4時30分を予定しています。参加者には、別途開催通知を送付します。
- **問い合わせ先**
企画財政課 政策企画班(合志庁舎)
〒861-1195 合志市竹迫2140番地
☎248-1813 FAX 248-1196
メール kikaku@city.koshi.lg.jp